

岩国市監査告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 25 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 丸 茂 郁 生

令和 6 年度第 1 回財政的援助団体等監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設 岩国市民文化会館

指定管理者 公益財団法人 岩国市文化芸術振興財団

所管部署 文化スポーツ振興部文化スポーツ課

3 監査の実施期間

令和 7 年 2 月 3 日から同年 2 月 17 日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、岩国市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日制定）に準拠し、当該公の施設の管理に係る指定管理者の出納その他の事務の執行が、基本協定書等の内容に沿って適正に行われたか、また、所管部署の指定管理者に対する指示が適切に行われているかを着眼点として、主として令和 5 年度の出納事務について、事前に指定管理者及び所管部署に必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行うことにより実施した。

5 監査の結果

以上のとおり監査した限りにおいて、令和 5 年度の出納その他の事務の執行処理状況については、その目的に沿って、適正に行われていると認めた。